

令和3年度 第11回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和4年2月18日（金） 午後2時30分から午後2時45分まで

2. 場所： 西宮市役所 第二庁舎4階 B405会議室

3. 出席者：

【委員】（9名）

（会長）	1番	松本 俊治
（委員）	2番	庄治 郁夫
	4番	二本松 義人
	5番	吉村 修
	7番	奥村 幸弘
	9番	大前 有三
	10番	高田 孝
	11番	光岡 大介
	12番	松本 彌生

【事務局】

（事務局長）小西 昇 （係長）稲垣 重夫 （主査）松谷 卓人 （主査）増尾 尚之
（産業文化総括室長）長谷川 賢司

4. 欠席者：5名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

【議案第19号】 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定の件
〈審議結果：承認〉

【報告第33号】 農地法第4条第1項第8号の規定に基づく届出受理の件

【報告第34号】 農地法第5条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件

【報告第35号】 農地法第18条第6項の規定に基づく解約等の通知の件

【報告第36号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

7. 議事内容

午後2時30分 開始

議長 出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。

定刻になりましたので、ただいまから農業委員会総会を開会します。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、今月の本委員会においては、出席委員数を制限することで、委員会中の密集を防ぎ、開催させていただきたいと考えております。

委員の皆様には、何とぞ御理解いただきますようお願いいたします。

それでは、総会を始めさせていただきます。

本日の出席委員は9名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。

それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 異議なしとのことですので、2番庄治委員と、4番二本松委員を議事録署名委員に指名しますので、よろしく申し上げます。

それでは、これより議案審議に入ります。

議案第19号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項の規定に基づく決定の件」を上程いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 議案第19号について説明いたします。

【議案書朗読】

都市農地の貸借の円滑化に関する法律（以下、都市農地貸借法）は対象となる都市農地を生産緑地に限定した上で、都市農業の持つ多面的機能を発揮する取組を行うことを要件に、農地法の法定更新や下限面積要件が適用されない貸借を可能とするものです。

農地の借り手が自ら耕作する場合は、農地の貸し手と借り手の間で貸借の内容について契約書を準備し、農地の借り手が「事業計画」を作成し市長に申請します。市長は「事業計画」が要件の全てに該当するものである場合には、農業委員会の決定を経て認定を行います。

今回の案件は、昨年2月の農業委員会総会において審議され1年間の貸借が認定されたものについて、それをさらに2年間延長し、合わせて貸借する農地を1筆から2筆にするものです。

それでは、資料「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第3項各号判断基準」をご覧ください。

【資料朗読】

この資料のとおり、要件を全て満たすと考えております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

次に、地元委員の説明をお願いします。

二本松委員、お願いします。

二本松委員 議案第19号についてご説明いたします。申請農地の位置は配布資料のとおりです。この農地は耕作地として適正に管理されております。また、現地確認により、周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 説明は終わりました。

本件に対して御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第 19 号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の規定に基づく決定の件」につきましては、決定することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第 19 号につきましては、決定することとします。
議案審議は、以上です。
これより、報告案件に入ります。
まず、報告第 33 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 33 号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第 34 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定に基づく届出受理の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 34 号について説明いたします。
【議案書朗読】
農地は、市街化区域内にあり、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第 35 号「農地法第 18 条第 6 項の規定に基づく解約等の通知の件」を報告します。
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 35 号について説明いたします。
【議案書朗読】
賃貸人と借借人の連名で、農地の貸借について、双方合意による解約が成立したことが通知されたものです。通知書には、合意解約書及び印鑑証明書が添付されており、合意による解約が確認できたため、通知書を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。
続きまして、報告第 36 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。

事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第 36 号について説明いたします。

【議案書朗読】

現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。

本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。

これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後 2 時 45 分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

(委員)

(委員)
